

第 68 回北海道薬学大会 CM 動画の募集について

第 68 回北海道薬学大会において、会期中プログラム間で放映する CM 動画を次の通り募集します。

1. 募集期間

令和 3 年 4 月 30 日（金）まで

2. 募集枠

10 枠（1 社 1 枠）

（注）CM 動画内容に関する一切の責任は動画提供主に帰属し、取り扱う商品等について北海道薬学大会運営・実行委員会が推奨するものではありません。

3. 放映方法

第 68 回北海道薬学の会期中、セッション間に放映いたします。

4. CM 動画放映期間

令和 3 年 5 月 22 日（土）～23 日（日）の間

5. CM 動画放映料

1 動画あたり 200,000 円（税込み）

6. 動画の仕様

- ・ 30 秒～1 分以内の動画
- ・ 動画をお持ちでない場合は、スライドデータでもかまいません

7. 放映出来ない動画等

次の基準に違反するものは、掲載できません。

- ・ 北海道薬学大会 CM 動画放映基準 ([PDF](#))

8. 放映の決定及び放映順番等

放映する動画は、上記に掲載されている基準に適合するものを審査のうえ決定します。審査の結果、適合する動画放映希望者が 10 社となり次第、募集を締め切ります。放映順番（1～10）は、大会実行委員会で決定した順番とします。募集枠に空きが生じた場合は随時募集を行うこととします。

9. 申込から放映までの手続き

北海道薬学大会 CM 動画放映申込書 ([WORD](#) [PDF](#))

(1) 申込書の提出

下記宛に申込書をお送りください。

E-mail do-yakugakutaiikai@doyaku.or.jp

(2) 審査結果

審査結果については、申込みから 7 日以内にメールで通知します。

また、提出いただいた動画内容を確認の上、放映できない内容が含まれている場合は、申し込み後でも取り消しをさせていただく場合がございます。

(3) CM 動画の提出

放映が決定した企業様は、放映決定通知受理後、大会事務局が指定する期限までに動画（またはスライドデータ）を提出してください。

(4) CM 動画放映料の納付

大会事務局が発行する請求書により、CM 動画放映料を納付してください。

10. その他注意事項

放映内容に関する一切の責任は動画提供主に帰属し、取り扱う商品等について北海道薬学大会運営・実行委員会が推奨するものではありません。

11. お申込み・お問合せ先

〒063-8631 札幌市豊平区平岸 1 条 8 丁目 5-12

一般社団法人北海道薬剤師会内「北海道薬学大会事務局」

E-mail do-yakugakutaiikai@doyaku.or.jp

電話 011-811-0184 FAX011-831-2412

北海道薬学大会 CM 動画放映基準

(目的)

第1条 北海道薬学大会 CM 動画放映基準は、次のとおりとする。

(CM 動画の規格)

第2条 CM 動画放映の規格は、原則として次のとおりとする。

形式 MP4・パワーポイントデータ、30～1分以内の動画

(CM 動画配置・放映の順番)

第3条 配置や放映順番につきましては、大会実行委員会に一任とさせていただきます。

(禁止表現)

第4条 次の表現を含んだ CM 動画放映は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) アラートマーク
- (2) 北海道薬学大会の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用（ウェブサイトと類似の色調及び字体を使用するものなど）

(色調等)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければいけない。また、背景と同色となる場合は、線で縁取らなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。」

(CM 動画放映の範囲)

第7条 CM 動画の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、CM 動画放映の対象としない。

- (1) 法令などに違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張にあたるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 比較動画

(業種又は事業者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。

なお、CM 動画放映中において、これらの業種又は事業者該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (3) 風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (5) 違法又は不適切な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (6) その他動画にかかわる業種又は事業者として適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
 - イ 鉄砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの
 - エ 連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
 - オ 前払式割賦販売等(許可業者を除く。)に関するもの
 - カ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
 - キ 消費者金融に係るもの
 - ク たばこに係るもの
 - ケ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生手続き中のもの

附則

(施工期間)

- 1 本基準は令和 3 年 1 月 30 日から施工する。

北海道薬学大会 CM 動画申込書

令和 年 月 日

北海道薬学大会運営・実行委員会委員長 様

第 68 回北海道薬学大会において、会期中の CM 動画放映を希望のため、北海道薬学大会 CM 動画基準の規定により、次のとおり申し込みます。

1. この申込書及び添付書類は事実と相違ありません。
2. 北海道薬学大会 CM 動画放映基準を遵守します。

記

CM 動画放映希望者

所在地	〒	
名所		
代表者職氏名		
業種		
ホームページの URL		
担当者職・氏名		
連絡先	Tel	Fax
E-MAIL		

添付する資料

1. CM 動画(またはスライドデータ)
2. 掲載希望者の業種及び業務内容がわかる資料(ホームページに公開している場合は不要)